

し並びに同条第一項及び第五項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」とする。

2 第一項に規定する場合においては、第六条第三項及び第八条第二項の規定は適用しない。

第二章 試験

第十条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 解剖学
- 生理学
- 運動学
- 病理学概論
- 衛生学・公衆衛生学
- 一般臨床医学
- 外科学概論
- 整形外科学
- リハビリテーション医学
- 柔道整復理論
- 関係法規

(試験施行期日等の公告)

第十一条 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告する。

(受験の手続)

第十二条 試験を受けようとする者は、様式第五号による受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 1 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 修業証明書又は卒業証明書
 - 二 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(合格証書の交付)

第十三条 厚生労働大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証明書の交付及び手数料)

第十四条 試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として二千九百五十円を国に納めなければならない。

第十五条 第十二条第一項又は前条第一項の出願又は申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

(規定の適用等)

第十六条 法第十三条の三第一項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)が試験の実施に関する事務を行う場合における第十二条第一項、第十三条及び第十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第十四条第二項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項に規定する場合においては、第十五条の規定は適用しない。

第三章 施術所

(届出事項)

第十七条 法第十九条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

一 開設者の氏名及び住所(法人については、名称及び主たる事務所の所在地)

二 開設の年月日

三 名称

四 開設の場所

五 業務に従事する柔道整復師の氏名

六 構造設備の概要及び平面図

(施術所の構造設備基準)

第十八条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 六・六平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- 二 三・三平方メートル以上の待合室を有すること。
- 三 施術室は、室面積の七分の一以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 四 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

(衛生上必要な措置)

第十九条 法第二十条第二項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 採光、照明及び換気を充分にすること。

(身分を示す証明書の様式)

第二十條 法第二十一条第二項に規定する証明書は、様式第六号による。

附則 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

(中等学校を卒業した者と同年以上の学力があると認められる者)

4 法附則第十一項に規定する旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校(以下「中等学校」という。)を卒業した者と同年以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八十八号)による国民学校(以下「国民学校」という。)初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者
- 二 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者
- 三 旧師範教育令(昭和十八年勅令第九十九号)による師範学校予科の第三学年を修了した者
- 四 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校を卒業した者
- 五 旧師範教育令(明治二十年勅令第三百四十六号)による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者

六 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程(昭和十八年文部省令第六十三号)第二条若しくは第五条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者

七 旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校本科(修業年限二年のものを除く。)を卒業した者

八 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく旧専門学校入学検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)による試験検定に合格した者又は同規程により文部大臣において専門学校入学に關し中学校若しくは高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

九 旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定に合格した者

十 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験に合格した者

十一 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号若しくは第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又は同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四まで、第二十一号若しくは第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者

十二 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣において、柔道整復師国家試験の受験に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

附 則（平成四年九月二四日厚生省令第五三〇号）

この省令は、平成四年十月一日から施行する。

附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月一日厚生省令第四七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

4 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

5 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成八年一月二〇日厚生省令第六二二号）抄

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

6 この省令による施行前のそれぞれの省令の規定によりされた申請、届出その他の手続は、附則第二項から前項までの規定に定めるものを除き、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の手続とみなす。

7 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

8 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成九年三月二七日厚生省令第二五五号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一月一日厚生省令第二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一二年三月三〇日厚生省令第五五号）

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月二三日厚生省令第一〇一〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成一二年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第二二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一三年七月一三日厚生労働省令第一五八号）

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一三年七月十六日）から施行する。

附 則（平成一六年三月二六日厚生労働省令第四七号）

この省令は、平成一六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一六年三月三〇日厚生労働省令第六八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の柔道整復師法施行規則の規定によりされた申請は、この省令による改正後の柔道整復師法施行規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成一二年九月一日厚生労働省令第一三九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一四年六月二九日厚生労働省令第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成一四年七月九日から施行する。

附 則（平成一三年一月九日厚生労働省令第一三二一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年七月二八日厚生労働省令第一〇七号）抄

様式第五号(第十二条関係)

柔道整復師国家試験受験願書						
収入印紙 (消印しないこと。)						
ふりがな					性別	男 女
氏名					受験番号	※
生年月日	明治 昭和 平成	年	月	日	本籍 (国籍)	(都道府県) 受験希望地
電話	()					
現住所	都道府県	市	郡	区	町	村
養成施設名	番地					
最終学歴	年卒業(見込)					
連絡先	電話番号 () (内線)					
上記により、柔道整復師国家試験を受験したいので申し込みます。						
令和 年 月 日						
厚生労働大臣 殿						
指定試験機関代表者						
氏名						

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かい書ではっきりと記入すること。
 4 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 5 修業証明書又は卒業証明書については、学校・養成施設の長の発行に係るものであること。
 6 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第六号(第二十条関係)

(表面)

第 号	
柔道整復師法第21条第2項の規定による身分証明書	
氏 名	
	年 月 日生
年 月 日発行	
都道府県(保健所設置市又は特別区)	印
	写 真

(裏面)

<p>柔道整復師法(昭和45年法律第19号)抜すい</p> <p>第21条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第2項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定によつて立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認めら</p>	<p>れたものと解してはならない。</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>七 第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>注 保健所を設置する市又は特別区にあっては、柔道整復師法第18条第1項の規定により、前記都道府県知事の権限は市長又は区長が行うこととなっている。</p>
---	---